

**「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
烏・神流川流域の減災に係る
取組方針・実施状況・フォローアップについて
(案)**

平成29年6月22日

烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町、群馬県、埼玉県

独立行政法人水資源機構、気象庁、関東地方整備局

烏・神流川流域の減災に係る取組方針

■5年間で達成すべき目標

烏・神流川流域で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標として定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み「水防災意識社会」の再構築を行う。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※逃げ遅れ・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態。

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態。

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

また、上記目標の達成に向け、以下の取組を実施。

- ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用強化の取組

概ね5年で実施する取組

1) ハード対策の主な取組

■ 危機管理型ハード対策

■ 洪水を安全に流す対策

■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

2) ソフト対策の主な取組

① 円滑かつ迅速な避難行動のための取組

■ 情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信
- ・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオの配布
- ・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供
- ・避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上
- ・広域避難計画の策定
- ・緊急避難場所の確保
- ・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施(水防法改正で義務化された)

■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- ・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表
- ・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの策定・周知
- ・「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供等、防災気象情報の改善
- ・地域の自主的な避難につながる避難訓練等の防災訓練の実施
- ・集団避難の誘導者の指定・育成
- ・水防災に関する説明会の開催
- ・教員を対象とした講習会の実施
- ・小中学校等における水災害教育の実施
- ・住民等による防災知識の普及活動の推進

② 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施
- ・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施
- ・水防団同士の連絡体制の確保
- ・関係機関と連携した水防訓練の実施
- ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用強化の取組

■ 排水活動及び施設運用の強化に関する取組

- ・洪水浸水想定区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成
- ・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練の実施
- ・ダムを容量を最大限活用する防災操作の検討

洪水を安全に流すための対策

○優先的に実施する堤防整備(流下能力対策)【関東地方整備局】



危機管理型ハード対策

○水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護【関東地方整備局】



情報伝達、避難計画等に関する取組

○緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信 【関東地方整備局】

- 実施内容：「水防災意識社会再構築ビジョン」のもと、流域住民の主体的な避難を促進するため、国が管理する烏川・碓氷川・鍬川・神流川において、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用した洪水情報※1のプッシュ型配信※2を開始します。

※1・・・「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報(レベル4)及び氾濫発生情報(レベル5)の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※2・・・「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。

●配信開始

- ・烏川・碓氷川・鍬川・神流川：平成29年5月1日（月）

●配信内容（例）

【件名（例）】河川氾濫のおそれ

【本文（例）】烏川で氾濫の恐れ

烏川の高松（高崎市）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。

防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。

本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

平成29年5月1日（月）から洪水情報のプッシュ型配信を開始するエリア

市町村数	市町村名	観測所数 受持	烏川・碓氷川・鍬川・神流川			
			(1) 高松 水位観測所	(2) 岩鼻 水位観測所	(3) 山名 水位観測所	(4) 若泉 水位観測所
			群馬県高崎市 高松町	群馬県高崎市 岩鼻町	群馬県高崎市 山名町	埼玉県児玉郡 神川町
1	群馬県 高崎市	4	配信	配信	配信	配信
2	群馬県 伊勢崎市	2		配信		配信
3	群馬県 藤岡市	4	配信	配信	配信	配信
4	群馬県 玉村町	1		配信		
5	埼玉県 本庄市	2		配信		配信
6	埼玉県 深谷市	2		配信		配信
7	埼玉県 神川町	1				配信
8	埼玉県 上里町	2		配信		配信



情報伝達、避難計画等に関する取組

○民間等の高層建物を一時避難場所として確保する取組を実施【高崎市】

- 目的：災害時等において、命を守るために緊急的に避難をする場所として民間等が所有する施設を利用するために協定を締結するもの。
- 対象者：地域住民及び周辺地域において就労中又は通行中の者。
- 利用期間：
はん濫が発生し、又は発生するおそれがあり緊急的な一時避難を必要とする時から、洪水等の被害の恐れがなくなるまでの間。
- 費用負担：
 - ・施設所有者が一時避難場所として利用された場合はその費用を求めない。
 - ・利用された場合の施設の破損・汚損について、甲は現状に回復する義務を負うが洪水等の災害により生じた部分や避難者の故意による破損等についてはこの限りではない。
- 選定条件：
新町地域内の3階以上の建物
- 協定締結先：
民間マンション等19棟（収容可能人数の推計：約2,000名）

協定締結先

私立学校： 上武大学

各種団体： 新町商工会

民間マンション：

杉本ハイツ、笛木第二マンション、モディッシュ新町、サンフォレスト、笛木ハイツC、笛木第一マンション、アトレシティーパレス、ワタナベレジデンス、ミヤマハイツⅠ、ミヤマハイツⅡ、多田マンション、大黒屋C棟

民間企業：

(株)群馬徽章製作所、(株)原田、(有)桑原製作所、タカナシ乳業群馬工場
タカナシ乳業北関東工場

情報伝達、避難計画等に関する取組

○要配慮者利用施設の管理者への説明会【群馬県】

○実施概要

群馬県では、要配慮者利用施設の水害・土砂災害対策に対して適切な避難行動がとられるよう、国土交通省、県関係部局と連携し、要配慮者利用施設の管理者や監督する市町村担当者に対して、河川・砂防情報等に関する理解を深めていただくための説明会を実施し、30市町村、1850施設に出席いただきました。

要配慮者利用施設説明会

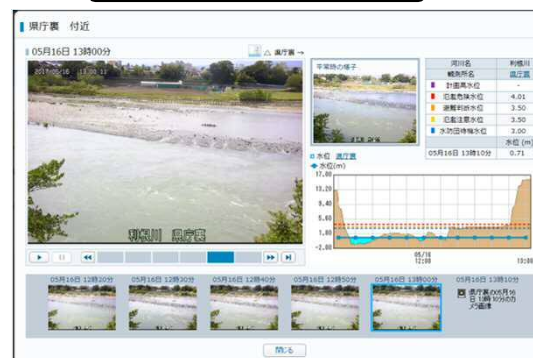


わかりやすい情報提供

【河川監視カメラの設置・公開】

- ・洪水予報河川・水位周知河川 19河川 34観測所に設置予定
- ・H29. 6月より順次設置・公開

河川監視カメラのレイアウト



スマートホンの画面



平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

○「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供等、防災気象情報の改善【気象庁】

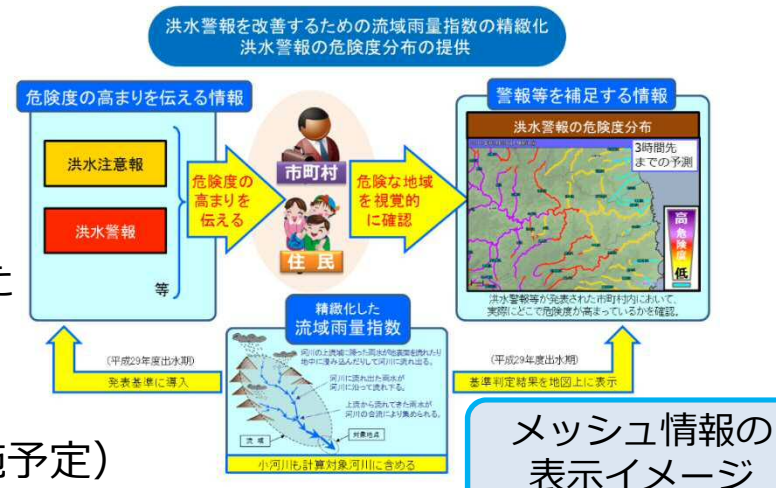
● 目的

- 危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、分かりやすく情報を提供していく。
- 社会に大きな影響を与える現象について、可能性が高くなくとも発生のおそれを積極的に伝えていく。

- ## ○ メッシュ情報の充実

- 着手： 平成28年5月
- 完了： 平成29年度出水期（予定）
- 実施内容：「警報等における危険度を色分けした時系列表示」及び「警報級の現象になる可能性」の情報提供。

※メッシュ情報の提供は平成29年7月上旬（実施予定）



危険度を色分けした時系列（気象警報・注意報）

[illegible]

警報級の可能性

平成29年 〇月〇日 〇時〇分 〇〇地方気象台発表

〇〇県南部の警報級の可能性

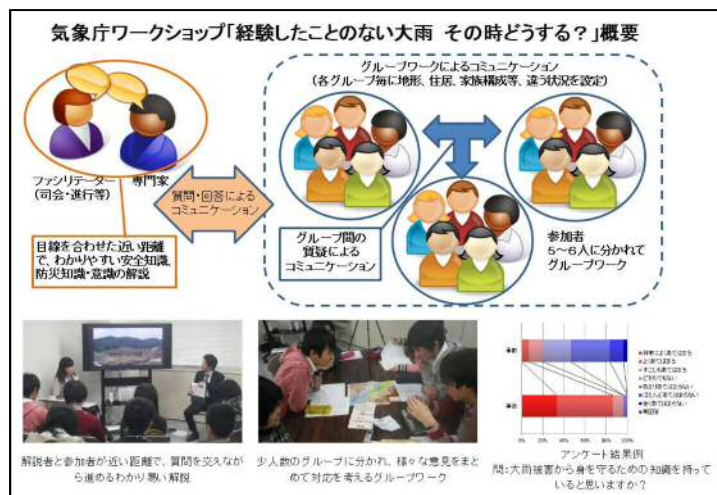
南部では、31日までの期間内に、大雨、洪水警報を発表する可能性が高い。

〇〇県南部		警報級の可能性				
種 別	30日		31日	1日	2日	3日
	夕方まで	夜～明け方	朝～夜遅く			
	6-18	18-6	6-24			
大雨	【高】	【高】	－	－	－	－
洪水	【高】	【高】	－	－	－	－

【高】：警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。
【中】：【高】ほど可能性が高くはないが、警報を発表するような現象発生の可能性がある状況。

平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

○小中学校等における水災害教育の実施【気象庁】



気象庁
マスコットキャラクター
はれるん

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jma-ws/>

○出前講座を活用した住民等への普及・啓発

講師を派遣します

～みなさまに活用される気象台として、気象知識の普及と防災意識向上のため講師を派遣します～

近年、局地的・記録的な豪雨、大雪、地下街への浸水など都市型水害、活断層、低周波地震、地球の温暖化・・・と言う言葉をよく聞きますか？

これらは、全て自然災害ですから完全に食い止めることはできません。しかし、自然災害について前もって知っていれば、被害を最小限に食い止めることは可能です。

気象台では、みなさまがこれら自然現象への理解や防災に対する知識を深めてもらうお手伝いとして、職員を講師で派遣し、わかりやすく丁寧にお話します。

講師派遣を希望する場合は、講演の内容(趣旨、テーマ、日時、対象者、人数など)をお知らせ下さい。

◇ お申し込み・お問い合わせ：前橋地方気象台 防災業務担当 027-

◇ 気象台がお話させていただくテーマの具体例
天気予報、防災気象情報(注意報・警報)、群馬県の気象、群馬県の気象災害、群馬県の地震、群馬県の火山、台風、雷、地球温暖化など・・・
テーマにつきましては、ご相談のうえ決めさせていただきますので、ご連絡ください。

前橋地方気象台：出前講座のURL

<http://www.jma-net.go.jp/maebashi/contents/toiawase.html>

「理科」や「総合的な学習」等でご活用ください。

急な/ 大雨・雷・竜巻
かみなり たつまき
から身を守ろう!

いつも遊んでいる川が、
こんなことに・・・

10分後

急な大雨により川の水が突然増えました。
水遊びをしていた子ども大人も流され、5人が亡くなりました。

きょうちよう
気象庁

音声コード

上記リーフレットのURL

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/ooame-kaminari-tatsumaki/index.html>

平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

○出前講座において水防災に関する事項も説明【高崎市】

●出前講座の概要

市民の皆さんの注文に応じて、高崎市職員等を講師として学習会や地域の集まりに派遣（出前）する制度。

派遣費用は無料で、生涯学習に役立てていただくことを目的としている。

●防災安全課のメニュー

- ・ 講座名：高崎市の防災
- ・ 講座内容：

水防災に関する事項のほか地震や土砂災害等の地域に応じた災害リスク、自助・共助・公助の考え方、自主防災組織の必要性と役割、各家庭で実施をお願いしたい備えについての講座。

●防災安全課の実績

- ・ 平成28年度
- ・ 講座回数 15回
- ・ 参加人数 約500人

（参考）

- ・ 平成28年10月～3月
- ・ 講座回数 8回
- ・ 参加人数 約260人



出前講座の様子(H29.3.12)

平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

○水防災に関する説明会の開催【上里町】

- 目的：自主防災組織を対象に、水災害等に対して適切な避難行動がとれるよう、過去の事例を確認しながら理解を深めていただく。
- 実施内容：
 - (1) DVD視聴『テレビカメラが見た東日本大震災』
 - (2) 深谷市下高島災害時避難計画事例紹介
 - (3) イツモ防災講座



説明会の様子(H29.2.24)

平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

○住民や自主防災組織に対し出前講座、防災講演会の実施【藤岡市】

- 目的：防災講演による防災意識の高揚。
- 実施内容：
 - ・講演内容は風水害を中心とし、自助共助の重要性が高まっていることや市内外の断層の周知を行い、災害は身近で発生する可能性があることを伝えている。
 - ・平成28年度は避難訓練後を中心に講演を行い、6回実施。



防災講演の様子

他の流域の取組事例①：県境を越えた4市広域避難協定の締結【霞ヶ浦・利根川】

霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会・利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

県境・市境を越えた広域避難の連携に関する協定を締結＜平成29年2月7日＞ ～ 水郷地域を一体として捉え 相互の広域的な避難が可能に！～

利根川及び霞ヶ浦、常陸利根川に囲まれた水郷地域は、これら河川の洪水氾濫域が重複している地域のため、非常に水害リスクが高く、大規模な水害時には周辺の高台や浸水区域外への速やかな住民避難が必要となります。しかし、この水郷地域は、川と湖が千葉県、茨城県の県境や潮来市、稲敷市、神栖市、香取市の市境に入り組み、これにより避難場所に向かう避難経路も利根川及び常陸利根川に架かる数力所の橋に限られる等の課題を有しています。このため、4市による広域避難計画が検討されてきました。

霞ヶ浦及び利根川下流の両流域が設けた「大規模氾濫に関する減災対策協議会」においても広域避難計画の策定は、重要な課題と位置付け、その対策は目標達成に向けた取組の一つとして推進していくこととしています。

このような背景のもと、平成27年9月関東・東北豪雨による鬼怒川での水害を教訓に協議が進められ、水郷地域を構成する4市が一つとなり、大規模水害時に連携して県境・市境を越えた広域避難を可能とするため、4市が協定を締結しました。

広域避難の連携に関する協定締結

締結日：平成29年2月7日（火）

締結者：（茨城県）潮来市長、稲敷市長、神栖市長
（千葉県）香取市長

※オブザーバー：霞ヶ浦河川事務所長、利根川下流河川事務所長
茨城県、千葉県

協定の主な内容

- ・指定避難場所の相互利用
- ・避難場所の状況や避難者の把握のほか、必要となる情報の収集及び提供
- ・被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- ・援助物資の調達及び提供 等



他の流域の取組事例②: 水防災に関するシンポジウムを開催【久慈川・那珂川】

- 「みんなで学ぼう！水防災」をテーマに**水防災に関するシンポジウムを開催（H28.12.17）** 会場：茨城県常陸太田市
- 昭和61年8月久慈川・那珂川大洪水から30年が経過したことを受け、当時の被害の様子を振り返るとともに、水防災への理解を深めていただくことを目的に、クイズ形式による講座、体験型防災ゲーム、パネル展、降雨体験車を展示し、参加者に楽しみながら学んでいただく「水防災に関するシンポジウム」を開催。
- 常陸太田市及び近隣市町より、子供から大人までの幅広い年齢層の方々、約100名に参加いただいた。



水防災講座

30年前の大洪水を振り返る



パネル展

減災対策協議会の取組を紹介



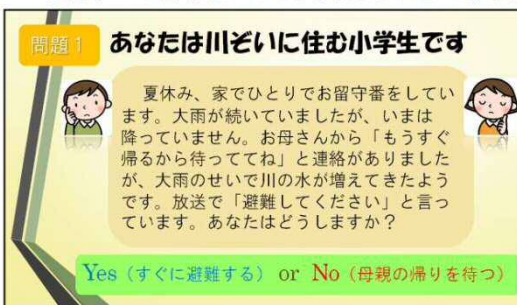
降雨体験車



豪雨を体験

○防災ゲーム「クロスロード」

二者択一の設問にYesまたはNoの決断をし、グループディスカッションを行った。



実際に出題した問題



Yes Noカードを用いて意思表示



決断した意見についてグループで議論

参加者コメント

- ・ いざという時のために日頃から家族や地域の方々と話し合う必要があると感じました。
- ・ 小学生からお年寄りまでいろいろな立場の方と意見交換ができてよかった。子どもにとってはとても良い経験となった。

- 久慈川・那珂川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目指すためには、国・県から説明したハード対策（第1のツール）、ソフト対策（第2のツール）に加え、**自分自身が災害への構えを日頃から持っていくこと（第3のツール）**が必要であることを学んでいた。

他の流域の取組事例③: 他地方の参考事例

狩野川水防災協議会（中部）



要配慮者施設における避難訓練
を実施（狩野川）

黒部川大規模氾濫に関する 減災対策協議会（北陸）



災害・避難カードワークショップ（黒部川）

阿武隈川上流大規模氾濫時の 減災対策協議会（東北）



「郡山市タイムライン（詳細版）検討会」
を開催（阿武隈川）

大分川・大野川大規模氾濫に関 する減災対策協議会（九州）



保護者、教員、子供が一体となった
防災講座、訓練等を実施（大野川）

取組の効果事例【荒川】

水防災意識再構築ビジョンの取組効果【荒川上流河川事務所】



- 川越市では、避難勧告発令に着目したタイムラインを策定し、予め危険箇所を事務所と市で共同点検。
- 平成28年8月22日の台風9号による出水時には、氾濫危険水位の設定箇所を監視するとともに、浸水想定区域図を提供しながら事務所長から市長へのホットラインによる情報伝達を実施。
- 川越市による避難勧告が発令、住民19人が一時避難。
- 水防災再構築ビジョンの取り組みとして、減災対策協議会において取組方針等の議論を深めていたことにより、円滑な避難勧告の発令・避難行動に繋がった。

避難勧告発令に着目し、河川の水位に基づいて、関係者がとるべき行動を、予めタイムライン形式に整理。



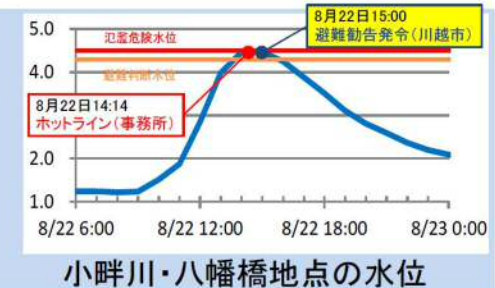
川越市タイムライン

出水期に向けて、小畔川の危険水位の設定箇所を、川越市と荒川上流河川事務所共同点検。



共同点検の様子

平成28年8月22日の台風9号による出水時は、小畔川が避難判断水位を超過し、一時、氾濫危険水位に迫る水位となった。

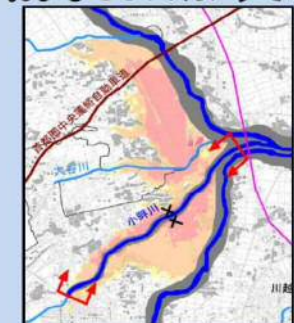


小畔川・八幡橋地点の水位



監視箇所の画像

出水時は危険水位の設定箇所を簡易水位計およびCCTVカメラで監視。



14:14

事務所長より川越市長へホットライン。避難判断水位を超過し氾濫危険水位に到達のおそれがある旨を伝達。併せて、市担当者へ浸水想定区域図を提供し、浸水の恐れのある範囲を説明。浸水想定区域図を提供

15:00 川越市により小畔川の沿川の地区※に避難勧告を発令。住民19人が近隣の避難所へ避難。

※対象人数: 約86,000人

取組の効果事例【狩野川(中部)】

排水訓練の実施(排水ポンプ車の出動)



狩野川流域では近年頻発する大規模な風水害に備え、緊急時の被害軽減を目的に、建設業協会会員、事務所管内の自治体職員、事務所職員が合同で参加する「排水訓練」を春期、秋期の計2回実施しました。

定期的な訓練の実施により、平成28年8月の台風9号による三島市、函南町の内水被害発生時には、迅速に排水ポンプ車を派遣し、排水作業を行うことができました。

災害対策車両合同操作訓練(平成28年度)

- 【春期】災害対策車両合同操作訓練 平成28年4月24日～25日
・照明車の操作及び排水ポンプ車による実排水訓練を実施し、総勢約275人が参加しました。
- 【秋期】災害対策車両合同操作訓練 平成28年9月14日～15日
・照明車の操作及び排水ポンプ車による実排水訓練を実施し、総勢約104人が参加しました。
- 平成23年度より、合同操作訓練を継続して実施することで、事務所管内には災害対策車両を操作することができる建設業者・自治体職員・消防団が増えています。



排水ポンプ車の設置・排水訓練の様子

災害時の対応(平成28年8月22日 台風9号)

○狩野川の支川大場川、来光川の水位上昇に伴い、用水路が排水不良となり、発生した内水排除のため、三島市、函南町それぞれに排水ポンプ車を派遣し、排水作業を実施しました。



排水ポンプ車受け渡しの様子



三島市御園地区での排水作業
～建設業者による対応～



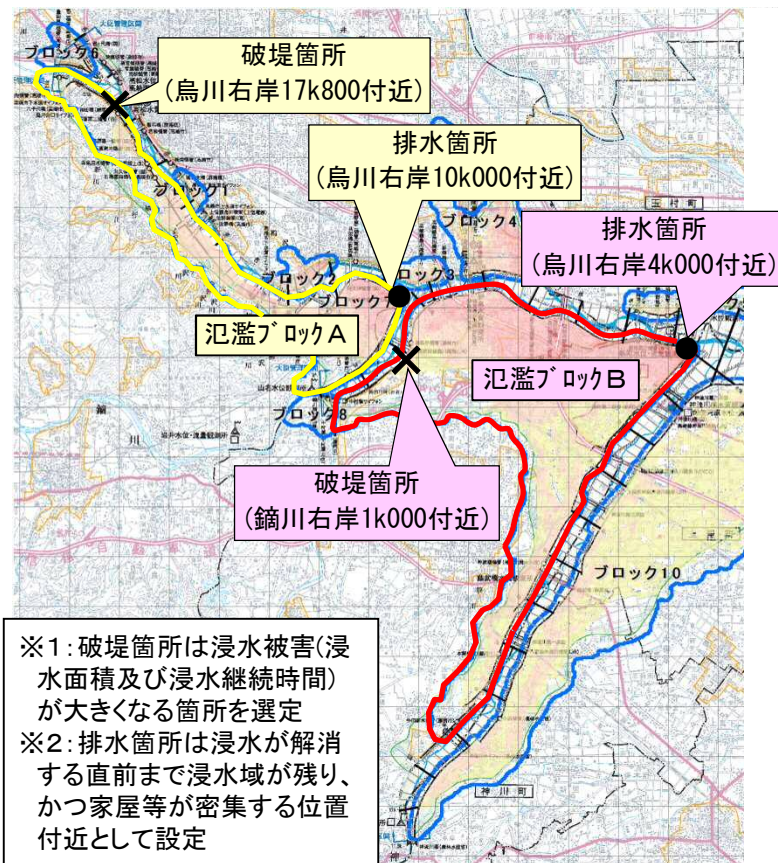
函南町新田地区での排水作業
～役場職員・消防団による対応～

■大規模水害を想定した緊急排水計画(案)

◆烏・神流川が大規模水害によって破堤し、浸水被害が発生した場合を想定し、排水ポンプ車による緊急排水計画(案)を策定

①被災想定箇所

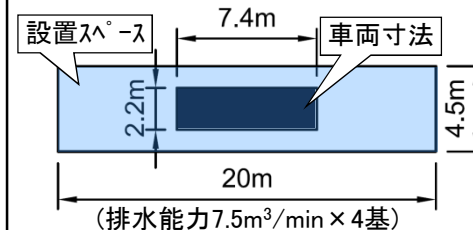
・浸水による被害が大きい2ブロックを被災想定箇所(想定氾濫ブロック)として選定



②使用車両

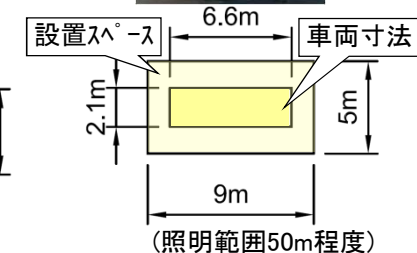
・関東地方整備局所有の車両にて排水作業を実施するものと想定

【排水ポンプ車】



※設置スペース: 排水活動等に必要なスペース

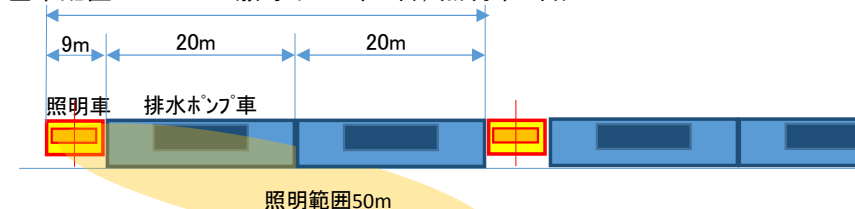
【照明車】



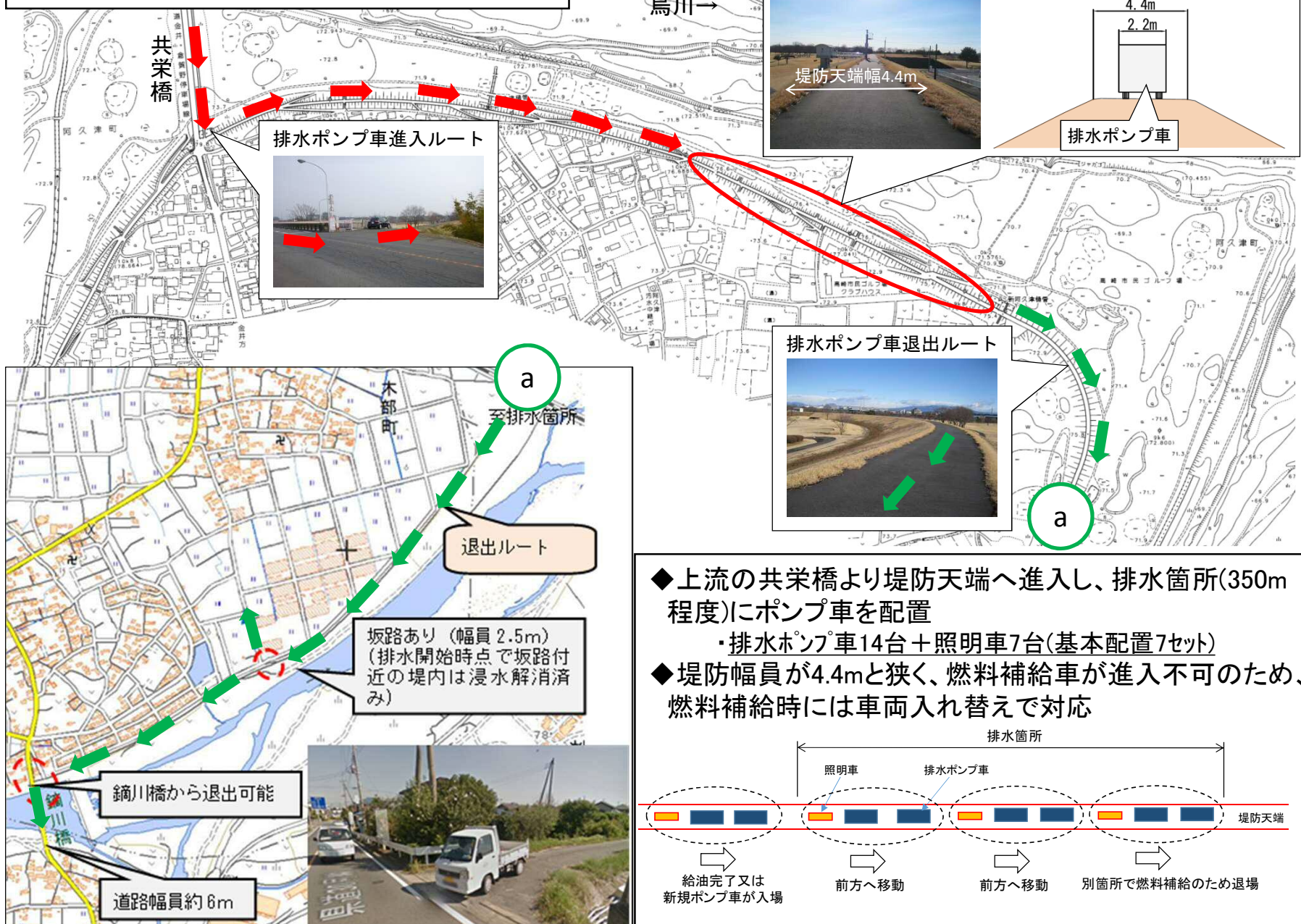
【基本配置】

・照明範囲50mより照明車1台+排水ポンプ車2台の組合せ
 ・基本配置スペースは49m(=照明車9m+排水ポンプ車20m × 2)

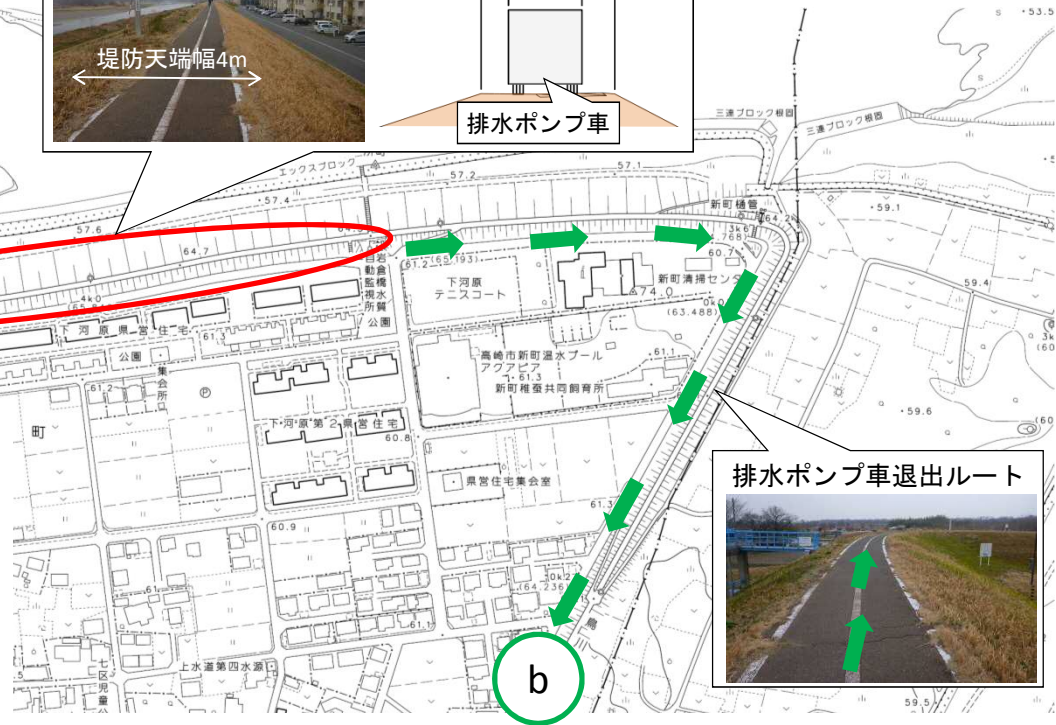
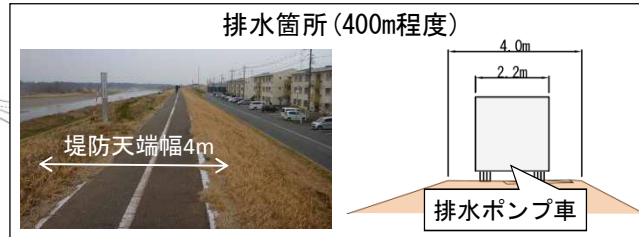
基本配置スペース49m(排水ポンプ車2台, 照明車1台)



③排水ポンプ車配置計画(氾濫ブロックA)



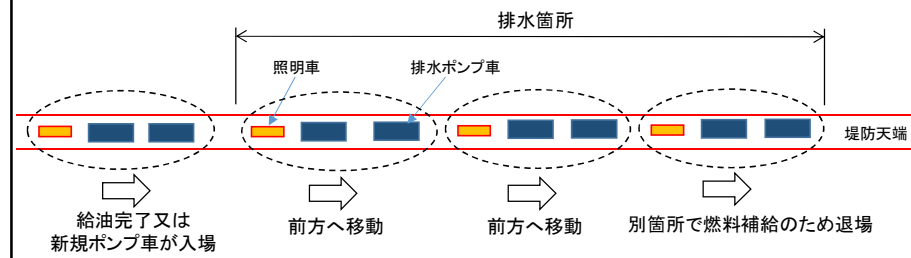
③排水ポンプ車配置計画(氾濫ブロックB)



◆上流の岩倉橋より堤防天端へ進入し、排水箇所(400m程度)にポンプ車を配置

・排水ポンプ車16台+照明車8台(基本配置8セット)

◆堤防幅員が4mと狭く、燃料補給車が進入不可のため、燃料補給時には車両入れ替えで対応



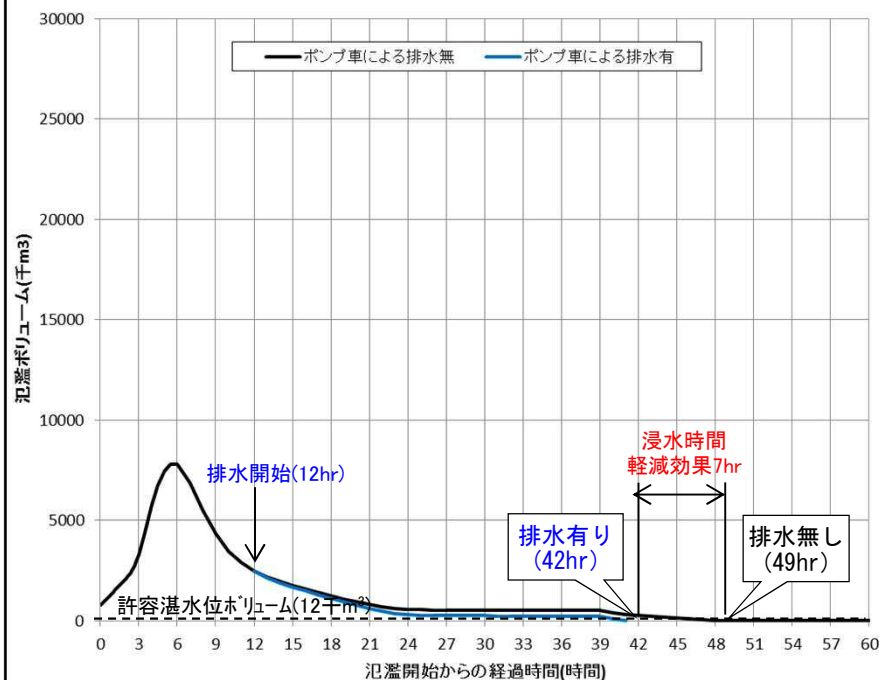
④排水効果

◆破堤から12時間後に排水ポンプ車による排水開始と想定した場合の浸水時間の軽減効果

※ポンプ車1台当り排水能力 $30\text{m}^3/\text{min}$, 稼働率75%(給油等)とする

【氾濫ブロックA】

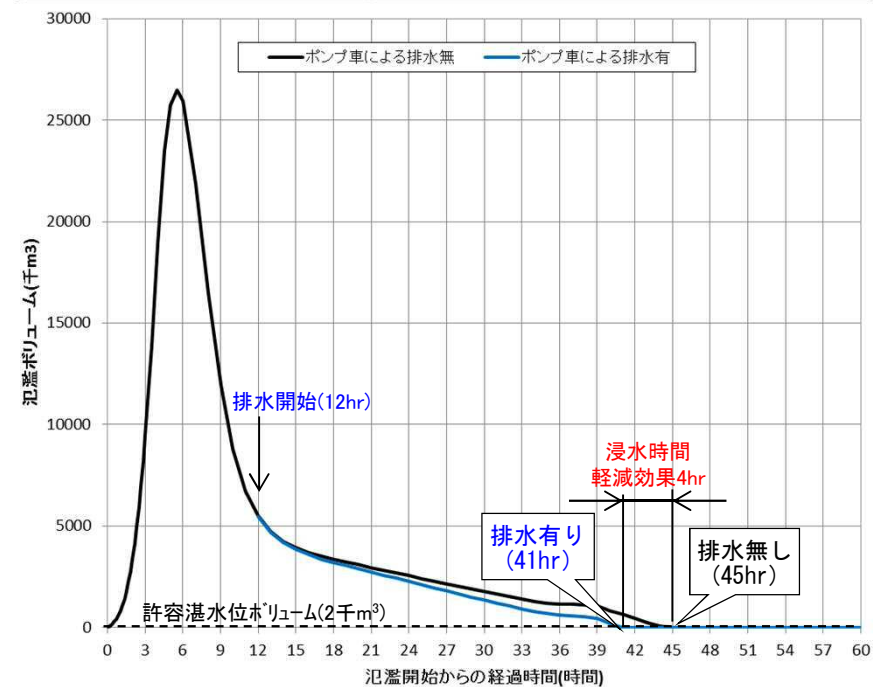
ケース	ポンプ車による排水無し	ポンプ車による排水有り(14台)
破堤～浸水解消まで	49hr	42hr
浸水時間軽減効果	7hr	



※許容湛水位ボリューム: 氾濫ブロック内の家屋や事業所等のある場所の最低地盤高の氾濫ボリューム

【氾濫ブロックB】

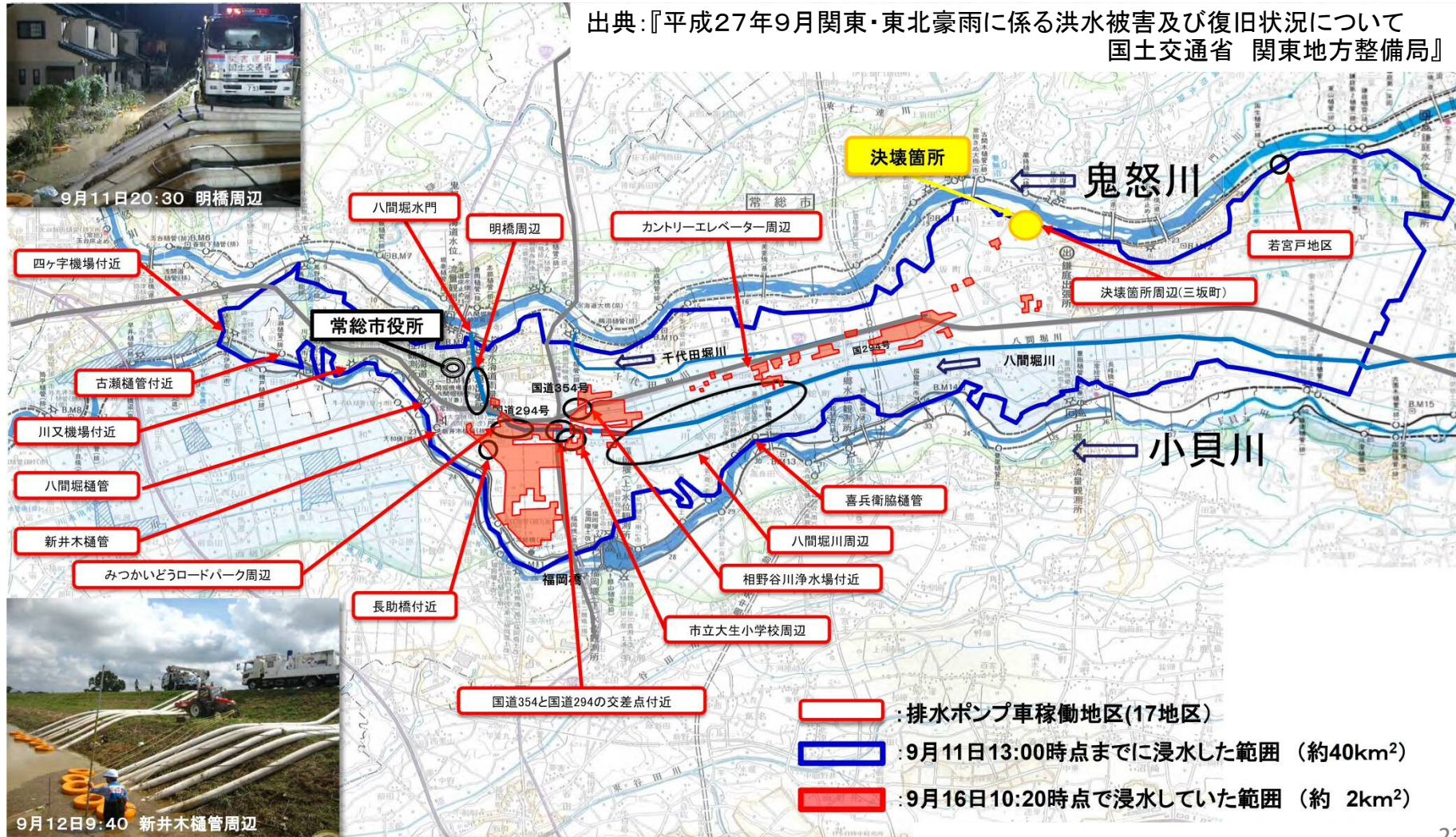
ケース	ポンプ車による排水無し	ポンプ車による排水有り(16台)
破堤～浸水解消まで	45hr	41hr
浸水時間軽減効果	4hr	



※許容湛水位ボリューム: 氾濫ブロック内の家屋や事業所等のある場所の最低地盤高の氾濫ボリューム

【参考】平成27年9月関東・東北豪雨での排水ポンプ車による排水状況

- ◆堤防が決壊した9月10日当日より排水ポンプ車による排水を開始
- ◆全国の地方整備局の応援によって日最大51台のポンプ車を投入し、780万m³(東京ドーム約6杯分)を排水
- ◆9月19日までの10日間で住宅及び公共施設等の浸水が概ね解消



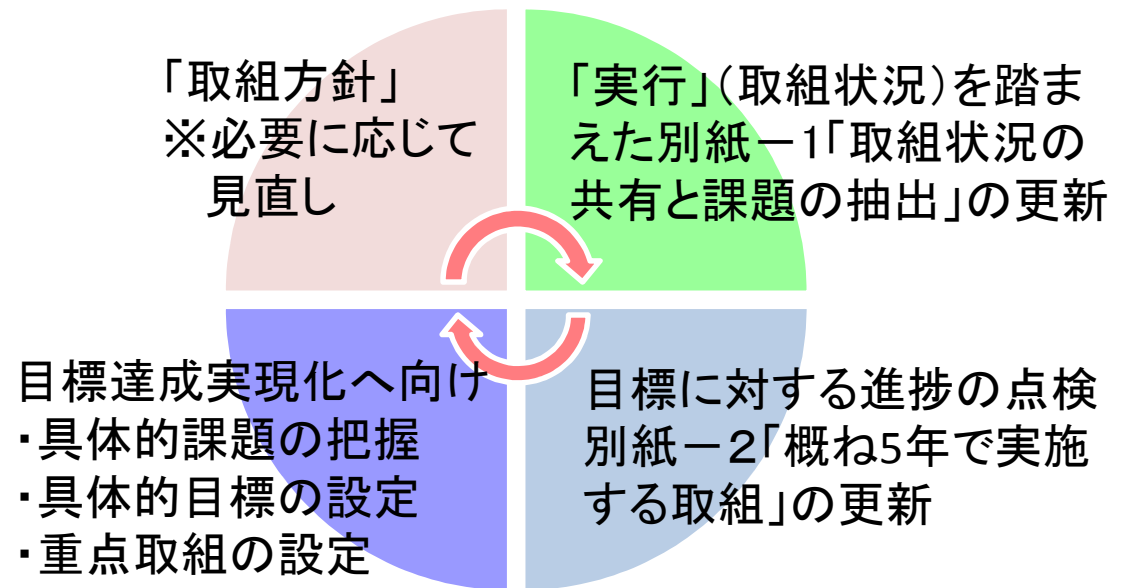
フォローアップ

- 各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。
- なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

PDCAイメージ



具体的なPDCA(案)



○取組状況の共有と課題の抽出 【赤字：変更事項】

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(A)想定される浸水リスクの周知	・公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。 ・想定最大規模の洪水や計画規模の洪水、浸水継続時間などきめ細かな情報提供が可能になる一方、多くの住民はそれぞれの情報を十分に理解せず、正確な情報を周知することの難しさが懸念される。	・公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。 ・洪水浸水想定最大規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等が公示されたが、今後自主防災組織等を介し住民への周知をしたい。	・公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。	・公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。	・公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。	・県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について計画規模の浸水想定区域図をWEB等で公表している。 ・水害リスクの受け入れと避難行動への誘導が課題である。 ・今後作成予定の新たな洪水浸水想定区域図における家屋倒壊危険ゾーンへの理解と避難行動のあり方に懸念がある。 ・H29年6月13日に「想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図」等を公表(烏川、碓氷川、榛名白川、井野川、高田川、鍬川、鮎川)	・県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について計画規模の浸水想定区域図をWEB等で公表している。			・烏・神流川における想定最大規模降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を高崎河川国道事務所のWEB等で公表している。	【A-1】 洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されておらず、浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域などの情報を正確に理解し、避難行動に繋がれるか懸念がある。
(B)洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング	・洪水になるおそれがある場合、水防団にメールで河川水位等の情報を連絡する。 ・洪水時の河川水位情報の提供について、リアルタイムで水位が 分からない のでタイムラグが生じ、その分初動が遅れる懸念がある。	・洪水になるおそれがある場合、住民にはメールで、また、水防団や区長には電話で河川水位等の情報を連絡する。	・洪水になるおそれがある場合、住民や水防団にメールや電話で河川水位等の情報を連絡する。 ・玉村消防署・高崎河川国道事務所(樋管操作受託)・伊勢崎土木事務所に電話連絡している。	・洪水になるおそれがある場合、住民や水防団に河川水位等の情報を連絡する。 ・避難行動支援者施設へ電話で連絡をしている。	・洪水になるおそれがある場合、住民や水防団にメールや電話等で河川水位等の情報を連絡する。	・県水位雨量情報HPにて、水位及び雨量を公開している。 ・洪水の恐れがある場合、河川水位等の情報を市町の消防機関へFAXで連絡している。 ・水防本部(県庁)から国土交通省河川事務所、県警本部、前橋地方気象台、自衛隊、群馬県危機管理室(報道機関)へFAXで周知。 ・避難判断の支援となるホットラインについて洪水と避難の判断の時期と不在時対応等の課題について、県減災協議会で検討していく。 ・洪水時の河川水位等の情報提供について警戒水位の随時確認と避難情報への即応性への支援のため河川監視カメラでの画像をHPで公開していく。(洪水予報河川1、水位周知河川18の全34箇所に設置予定)	・埼玉県版川の防災情報HPにより水位及び雨量を公表している。 ・洪水になるおそれがある場合、住民に危険水位情報のメール配信サービスにより河川水位等の情報を連絡している。 ・陸上自衛隊、警察、消防防災課、NTT宛にFAXで情報伝達している	・ダムにおける洪水調節の状況を随時公表	・河川管理者と共同して指定河川洪水予報を発表。防災情報提供システムや気象庁HP、報道機関を通じて住民へ伝達。	・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台の共同で発表している。また、災害発生のおそれがある場合には、関東地方整備局(高崎河川国道事務所長)から関係市町長に対して情報伝達(ホットライン)を実施することとしている。 ・急激な水位上昇時に適切なタイミングで適確な情報を伝達できるか懸念がある。	【B-1】 急激な水位上昇時に適切なタイミングで適確な情報を伝達できるか懸念がある。 【B-2】 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 【B-3】 ホットラインの情報伝達の受信人員配備など関係機関との情報共有の確実性に懸念がある。

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(C)避難 勧告等の 発令基準	・若泉、山名、岩鼻、高松水位観測所の水位情報により、避難判断水位到達で避難勧告、氾濫発生又は氾濫発生の恐れが高まった場合に避難指示を発令する。なお、発令の際には具体的な行動を周知することに留意する。 ・地域防災計画(2016年3月)に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 ・避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)を策定したが、その位置付けや内容を地域防災計画に反映させていない。 ・避難準備・高齢者等避難開始は要配慮者へ行動を促す情報という面もあるが、要配慮者の中にはベッドから動かしただけでも困難であり体調を崩してその後の生活に支障がある方がいたりする中で移動が困難な方々に対して避難勧告等よりも頻出する避難準備・高齢者等避難開始で避難行動を促しても、現実的には避難行動につながりにくい。	・若泉、山名、岩鼻、鮎川水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。 ・地域防災計画(平成28年2月)に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。	・岩鼻水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。 ・地域防災計画(平成25年3月)に避難勧告等の発令基準を記載している(別に定める「避難判断・伝達マニュアル」により運用)。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 ・タイムラインの位置付けや内容を地域防災計画に反映させていない。 ・避難対象地域が広範囲となる傾向がある。	・若泉水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。 ・地域防災計画(平成26年2月)に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 ・タイムラインの位置付けや内容を地域防災計画に反映させている。	・若泉水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。 ・地域防災計画(平成25年3月)に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。	・タイムラインの位置付けや内容を県地域防災計画に反映させていないこと洪水現象の同時多発時のタイムライン行動の確実な実施及び広域避難等の課題については、県減災対策協議会で検討し、対応していく。	・県地域防災計画にもとづくタイムラインを作成。		・気象警報・注意報を発表している(注意警戒が必要な事項、注意警戒期間、ピーク時間、雨量などの予想最大値を発表)。	・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台の共同で発表している。また、災害発生のおそれがある場合には、関東地方整備局(高崎河川国道事務所長)から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)を実施することとしている。	【C-1】氾濫位置により、氾濫地域が広範囲になることを想定しておく必要がある。
(D)避難 場所、避難経路	・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・通行不能箇所、アンダーパス等危険箇所を洪水ハザードマップやWEBで周知している。 ・広域避難を想定している(新町地域→藤岡市)。 ・徒歩のみの避難を想定している。 ・広範囲に浸水した場合、避難所が不足するおそれがある。 ・住民が自分のこととして水害をイメージし、避難についてどれだけ意識しているかが問題であり課題である。 ・新町地域のような地域全体が浸水してしまう地域については、近隣の藤岡市へ避難するとしても避難先の施設を十分確保できるか懸念される。 ・協定により避難場所を確保。新町地域18箇所。	・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・避難経路については記載していない。 ・徒歩のみの避難を想定している。 ・広範囲に浸水した場合、避難所が不足するおそれがある。 ・想定最大浸水域内に一部避難所があるため、今後検討が必要。	・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・避難方向をハザードマップに記載している。 ・広域避難を想定している。 ・徒歩と車の避難を想定している。 ・広範囲に浸水した場合、避難所が不足するおそれがある。 ・避難場所の中には、浸水想定区域内の施設がある。 ・危険箇所の回避等、避難経路の検討が必要。	・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・避難経路を洪水ハザードマップに掲載している。 ・徒歩のみの避難を想定している。	・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・避難方向を洪水ハザードマップやWEBに掲載している。 ・徒歩のみの避難を想定している。	・洪水浸水想定区域図を作成し公表するなど、市が作成する洪水ハザードマップの作成支援を実施している。	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、市が作成する洪水ハザードマップの作成支援を実施している。			・烏・神流川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を高崎河川国道事務所のWEB等で公表するなど、市町が作成する洪水ハザードマップの作成支援を実施している。	【D-1】住民が避難の必要性についてどれだけ理解しているかが課題である。 【D-2】広範囲な浸水による避難者数の増加や避難所の浸水等により、市内で避難所が不足するおそれがある。 【D-3】洪水ハザードマップに、避難経路に関する情報が不足している。 【D-4】危険箇所を考慮した避難経路の検討ができてない地域がある。 【D-5】広域避難として近隣自治体への避難を想定しているが、避難先の施設を十分確保できるかが課題である。

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(E)住民等への情報伝達の体制や方法	・防災行政無線(スピーカー、戸別受信機)、エリアメール、メール、フェイスブック、ツイッター、HP、電話(関係区長のみ)、広報車、TV・ラジオ等報道機関への依頼、コミュニティFM、ケーブルTVにより、避難に関する情報を住民に周知している。 ・要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)に避難に関連する情報を住民に周知している。 ・要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)に避難に関連する情報を伝達している。 ・山間地の区長に衛星携帯電話を配布し、有事の際に交信。 ・防災行政無線(スピーカー)や広報車を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 ・住民に事前の知識がないと水位情報のみを伝えても効果がない。洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、住民へ十分浸透しているとは言えない。 ・コミュニティFMに難聴地域が有る(主に吉井地域)。	・エリアメール、メール、ツイッター、HP、広報車により、避難に関する情報を住民に周知している。 ・要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)に避難に関連する情報を伝達している。 ・山間地の区長に衛星携帯電話を配布し、有事の際に交信。	エリアメール、メール、HP、電話、広報車、TV・ラジオ等報道機関への依頼、コミュニティFMにより、避難に関する情報を住民に周知している。 ・要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)や市民ホール等に避難に関連する情報(避難準備情報等)を電話やメールにより伝達している。 ・広報車を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 ・情報掲載場所の周知が課題である。 ・コミュニティFMに難聴地域がある(町内2地域)。	・防災行政無線(スピーカー、戸別受信機)、メール、HP、電話、広報車、TV・ラジオ等報道機関への依頼、LINEにより、避難に関する情報を住民に周知している。 ・要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)や市民ホール等に避難に関連する情報(避難準備情報等)を伝達している。 ・防災行政無線(スピーカー)や広報車を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。	・防災行政無線(スピーカー)、エリアメール、メール、フェイスブック、HP、電話、広報車、テレビ埼玉でのデータ放送により、避難に関する情報を住民に周知している。 ・要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)や市民ホール等に避難に関連する情報(避難準備情報等)を防災無線により伝達している。 ・防災行政無線(スピーカー)を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。	・台風の接近等では県HPで県民に対する注意喚起を掲載 ・市町で避難勧告等が発令された場合にはFAXで報道機関に情報提供 ・群馬県水位・雨量情報HPにより河川水位・ダムの貯水位、流入量、放流量及び河川監視カメラ画像等の情報を公開している。 ・避難勧告発令時の関係機関の情報共有の方法について検討する。	・埼玉県版川の防災情報HPにおいて、水位観測所のカメラ画像を公開している。 ・市町村へ水位情報をFAXしているが、県からは直接要配慮者施設等に伝達していない。		・防災気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民へ伝達している。	・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。 ・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信(H29.5～)	【E-1】大雨・暴風により防災行政無線や広報車の音声の聞き取りが困難となることが懸念される。 【E-2】災害情報について洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、住民へ十分浸透しておらず、水位情報のみを伝えても効果がない。 【E-3】コミュニティFMに難聴地域がある。
(F)避難誘導体制	・避難誘導は、自治体職員、水防団、警察官、自主防災組織が行う。 ・地域防災計画にて『避難行動要支援者の避難は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網(町内会連絡網)を定めるなど、地域の自主防災組織等が支援する。』としている。 ・地域防災計画にて『施設等の避難誘導は、施設管理者等が避難誘導体制を整備し、あらかじめ定めた避難場所まで避難誘導を行う。』としている。 ・住民の避難誘導を促すため、町内会や自主防災組織からの要望による出前講座を実施している。 ・住民に地域リスクについて十分理解していただき、いざという時には行政からの指示が無くても動ける体制が必要。	・避難誘導は、水防団、自主防災組織が行う。 ・要配慮者の避難誘導体制を定めている。 ・学校、福祉施設、教育施設等の避難誘導体制を定めている。 ・住民の避難誘導を促すため、自主防災組織を中心に住民の避難訓練を行い、また、出前講座により防災意識を高めている。	・避難誘導は、水防団、自主防災組織が行う。 ・地元区(自主防災組織等を含む)、社協などが要配慮者の避難誘導体制を定めている。 ・学校、福祉施設、教育施設等の避難誘導体制を定めている(各施設で対応)。 ・住民の避難誘導を促すため、住民への出前講座実施、過去の被害を伝承する紙芝居作成、広報への防災関係特集記事掲載、自主防災組織で防災訓練実施、町主催で毎年小学校(巡回)を会場に地域防災訓練を実施。 ・外国人へ小冊子で案内している。 ・要配慮者の避難に係る個別計画の作成に関する懸念がある。	・避難誘導は、自治体職員、水防団、警察官、自主防災組織が行う。 ・要配慮者の避難誘導体制を定めている。 ・学校、福祉施設、教育施設等の避難誘導体制を定めている。 住民の避難誘導を促すため、小中学校での防災教育、住民への防災講演会、防災に関するパンフレット等広報資料作成。	・避難誘導は、自治体職員、水防団、警察官、自主防災組織が行う。 ・要配慮者の避難誘導体制を定めている。 ・学校、福祉施設、教育施設等の避難誘導体制を定めている。 ・住民の避難誘導を促すため、洪水・内水ハザードマップ作成。 ・外国人への情報伝達として語学ボランティアの協力、対訳カード等。	住民の避難誘導を促すため、自主防災組織を対象に地域災害対応力養成支援(DIG・HUG訓練)を実施。			・外国人への情報伝達として、気象庁HPでは英語標記ページへの切替リンクがある。		【F-1】外国人の避難誘導体制が確保されていない地域がある。 【F-2】要配慮者の個別事情を踏まえた避難計画を策定していない。

②水防に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(G)河川 水位等に 係る情報 提供	・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができて いる。 ・リアルタイムで水位が分かる訳ではないのでタイムラグが生じ、その分初動が遅れる。	・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができて いる。	・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができて いる。 ・利根川水系のダム操作情報等が得られていない。	・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができて いる。	・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができて いる。	・群馬県水防計画に基づく伝達系統によりFAXにて連絡。水位及び雨量については群馬県水位雨量情報HPIにて公開。 ・情報伝達手法において、FAX送信の他メール送信も実施予定(H30年～)。	・洪水伝達系統を水防計画の中で設定し訓練している。 ・各自治体毎でメール配信などの情報提供を行っているが、ユーザーの混乱を招くため一元化した方が良かったのではないか。			・災害発生のおそれがある場合は、関東地方整備局(高崎河川国道事務所長)から関係市町長に情報伝達(ホットライン)を実施することとしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEB や報道機関を通じて伝達している。 ・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信(H29.5～)	【G-1】河川水位等の情報把握の遅れにより、防災対応の初動が遅れる事が懸念される。
(H)河川 の巡視区 間	・平常時に、河川管理者と共同点検を行っている。 ・洪水時に必要に応じて建設部職員、消防職員による巡視が行われている。 ・河川巡視により得られた情報を平常時より、関係機関(国、ダム等)との連絡体制を確保しており、洪水時は必要に応じて消防団より連絡されている。 ・洪水中の巡視は、職員の安全確保に懸念がある。	・水位や降雨状況によって判断し、水防団や職員により構成された機動隊が巡視を行う。 ・河川巡視により得られた情報を水防団と共有する体制がある。 ・年1度水防工法訓練を行っている。	・毎年、出水期前に河川の合同巡視(河川管理者・自治体職員・消防署員・場合によっては地元区長が参加。)を実施。 ・洪水が懸念される機会毎に河川巡視を実施(水防団・消防署員・自治体職員)。 ・河川巡視により得られた情報を平常時より、関係機関(国、ダム等)との連絡体制を確保しており、洪水時は必要に応じて消防団より連絡されている。 ・地域防災訓練、各地区の防災訓練、H27利根川水系連合・総合水防演習。訓練は年に2回程度。内容は土嚢作り(プラントー利用簡易土嚢含む)、搬送訓練等。	・洪水時の点検について計画がある。 ・河川巡視により得られた情報を、関係機関(国、ダム等)、水防団と共有する体制がある。 ・水防活動に関する訓練(年1回 土嚢づくりやロープワーク等)	・平常時は、年1回水防管理者が河川等の巡視を行う。 ・台風などで増水のおそれがある場合、水防管理者が行う。 ・河川巡視により得られた情報を関係機関(国、ダム等)、水防団と共有する体制がある。 ・水防活動に関する訓練(年1回 土嚢づくりやロープワーク等)	・平常時(1～2回程度/1河川/月、各土木事務所に河川巡視員を配置)。 ・洪水時(洪水状況により巡視、各土木事務所に水防待機職員を配置) ・被害があった場合は群馬県土整備防災情報HPにて掲載 ・洪水時に、河川の巡視員は、道路交通規制配備員と重なるため、その調整、判断が必要となる。この情報の正確性、認識性向上のためテレメータシステムの更新及び河川監視カメラを整備している。 ・水防技術講習会、利根川水系連合・総合水防演習を各1回/年実施。	・数回/週の頻度で河川パトロールを実施。 ・洪水時は水防団が巡視。 ・平常時の連絡体制は、水防計画に報告様式、連絡先を記載。 ・洪水時は水防計画に連絡先を記載。 ・巡視範囲が広いいため全ての河川を回するには時間を要する。また、重要箇所は頻繁に回るが、それ以外を巡視する時間があまりとれない。 ・水防技術講習会、利根川水系連合・総合水防演習を各1回/年実施。	・下久保ダムからのゲート放流時に職員が巡視を実施。		・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	【H-1】洪水中の巡視は、安全確保に懸念がある。
(I)水防活動の実施 体制	・自主防災組織への支援として結成時:20万円上限の補助、訓練時:10万円上限の補助を実施。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・自主防災組織率:約64% ・水防計画を策定している。 ・実際に実施する機会が無いので課題が不明。水防活動の訓練、訓練を指導できる者が不足している。	・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・自主防災組織率は99%だが活動している組織が少ない。 ・自主防災組織については、資器材購入費として、最大5万円(補助率2分の1)の補助を行っている。 ・水防計画を策定している。	・自主防災組織の立ち上げ支援として設立届様式等の配布並びに自主防災組織の必要性の説明。 ・自主防災組織の育成支援として各地域の訓練実施啓発。訓練内容の紹介。 ・防災資機材購入補助(10万円未満/地区、現物支給)、町予算99万円。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・自主防災組織率:92.89%(世帯数割)→22地区/25地区 ・水防計画を策定している。	・自主防災組織の活動補助金や、資機材購入の補助。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・水防計画を策定している。 ・自主防災組織の立ち上げ支援、育成支援を実施。	・自主防災組織の立ち上げ支援、水防資機材の補助を行っている。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・自主防災組織率:100% ・水防計画を策定している。	・自主防災組織のリーダーとして活躍できる人材の育成・発掘を目的に県民防災塾を実施。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している(毎年調査を実施)。 ・自主防災組織率:84.2%(H28.4現在) ・水防計画を策定している。 ・水防団員数の減少と高年齢化、サラリーマン団員の増加等により実働出勤者の減少。水防工法、水防技術の知識低下。	・水防団の人数、年齢構成を把握している(毎年調査を実施)。 ・水防計画を策定している。			【I-1】水防団員数の減少と高年齢化、サラリーマン団員の増加等により実働出勤者が減少し、また、水防工法、水防技術の知識低下が懸念される。	

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方气象台)	関東地方整備局	課題
(J)水防 資機材の 整備状況	・水防倉庫を設置している(8箇所) ・水防資機材の数量リストを作成している。 ・水防資機材の点検、補充を定期的の実施していない。 ・大規模水害の際には水防資機材は不足する。特に救助用のボートが必要である。	・消防署敷地内に水防倉庫を設置している。 ・水防資機材の数量リストを作成している。 ・水防資機材の点検、補充を定期的には実施していないが、必要に応じ実施。 ・ボート1台保有。	・水防倉庫を設置している。 ・水防資機材の数量リストを作成している。(簡易なもの) ・水防資機材の点検を実施しているが、補充が十分でない。 ・町内の南東地区の浸水が懸念されるが、ゴムボートが2台しかないため、対応が取れない。過去の水害時には、個人でも小舟を所有していた時代があった。 ・どの程度資機材を整備する必要があるか不明。	・水防倉庫を設置している(2箇所) ・水防資機材の数量リストを作成している。 ・水防資機材の点検、補充を必要に応じ実施。	・水防倉庫を設置している(長浜、忍保)。 ・水防資機材の数量リストを作成している。 ・水防資機材の点検、補充を定期的の実施していない。	・水防倉庫は、県内に122箇所(県管理14箇所、市町村等管理110箇所)防災ステーションは伊勢崎市の広瀬川に1箇所設置。 ・水防資機材の数量リストを作成している。 ・未使用資材の品質確保の継続、大規模災害時の資材確保に懸念がある。 ・水防資機材の点検、補充を定期的の実施していない。	・水防倉庫は埼玉県内17箇所に設置。 ・水防資機材の数量リストを作成している。 ・水防資機材の点検、補充を定期的の実施。 ・水防倉庫が老朽化している。			・備蓄資材置場や水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	【J-1】 大規模水害の際には水防資機材は不足する。特に救助用のボートが不足する地域がある。

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(K)排水施設、排水資機材の操作・運用	・平常時から排水ポンプ車の定期的な保守点検実施し災害発生時における出動体制を確保している。		・内水排除対策として町内に雨水管を敷設し、排水対策を実施。(ボックスカルバート3m×1.5m程度。距離1.2km。齊田上之手線)				・排水機場故障時のバックアップ体制に懸念がある。			・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ・樋管の操作点検を毎月実施している。 ・烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。 ・既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	【K-1】烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。 【K-2】排水機場故障時のバックアップ体制に懸念がある。 【K-3】既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。
(L)ダム等の危機管理型の運用						・県管理ダムはダム操作規則により洪水に対応している。 ・操作規則によりダム流入量が洪水量に達することが予想された場合、洪水警戒体制に入り、ダム下流の関係機関に対して「洪水警戒体制」を通知している。 ・非常用洪水吐からの越流前に関係機関へ通知するとともに、ダム下流において、警報局のサイレン及び警報車による巡回を行っている。	・県管理ダムはダム操作規則により洪水に対応している。 ・操作規則によりダム流入量が洪水量に達することが予想された場合、洪水警戒体制に入り、ダム下流の関係機関に対して「洪水警戒体制」を通知している。 ・非常用洪水吐からの越流前に関係機関へ通知するとともに、ダム下流において、警報局のサイレン及び警報車による巡回を行っている。	・規定の操作ルールにより、下久保ダムの防災操作を実施している。 ・洪水の発生が予想される場合には、操作規則に基づき洪水警戒体制を執るとともに、関係機関へ体制発令の通知を行っている。 ・ダムからの放流及び防災操作開始時等においては、関係機関へ通知を行う。また、下流警報局舎のサイレン吹鳴及びスピーカ放送を行うとともに、警報車による巡視を行っている。 ・下流洪水被害軽減のため、所定の条件を満たした場合には、事前放流により洪水調節容量を増加させる取組を試行している。 ・近年の大規模水害の発生等を踏まえ、下久保ダムの計画規模を超えるような洪水に対して、下流被害を軽減するために、ダム容量の更なる有効活用を検討する必要がある。			【L-1】近年の大規模水害の発生等を踏まえ、下久保ダムの計画規模を超えるような洪水に対して、下流被害を軽減するために、ダム容量の更なる有効活用を検討する必要がある。

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方气象台)	関東地方整備局	課題
(M)堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容										・堤防が整備されていない区間に対して、堤防整備を推進している。 ・堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高い。	【M-1】堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高い。

○概ね5年で実施する取組①

【赤字：変更事項】

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関									
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	(下久保ダム管理所) 水資源機構	(前橋地方気象台) 気象庁	関 東 地 方 整 備 局
1) ハード対策の主な取組						◎：継続実施 ●：実施済 ○：実施中 □：実施予定									
■洪水を安全に流すための対策															
	①		・優先的に実施する堤防整備（流下能力対策）	M-1	平成32年度										○
■危機管理型ハード対策															
	①		・水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護	M-1	平成29年度										○
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備															
	①		・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための施設の整備	E-1 E-2 E-3 G-1	平成28年度から 順次実施						○	●			◎
	②		・避難行動に必要な映像提供を考慮したCCTVカメラの配置	E-2 G-1	平成28年度から 順次実施						○	◎			
	③		・観測機器、電源設備、通信経路、光ファイバー網等の二重化	E-2 G-1	平成30年度						○				
	④		・堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	K-1	平成32年度										○
	⑤		・水防資機材の配備	J-1 K-3	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○			○
	⑥		・排水ポンプ車等災害対策車両の配備	K-2 K-3	引き続き実施	○							○	○	○

○概ね5年で実施する取組①

【赤字：変更事項】

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関									
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	(下 久 保 ダ ム 管 理 所)	(前 橋 地 方 気 象 台) 水 資 源 機 構	気 象 庁
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組						◎：継続実施 ●：実施済 ○：実施中 □：実施予定									
■情報伝達、避難計画等に関する取組															
		①	・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	E-1 E-2 E-3 G-1	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○			○
		②	・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオの配布	E-1 E-2 E-3 G-1	引き続き実施	○		○	○						
		③	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	E-1 E-2 G-1	引き続き実施						○	◎			◎
		④	・避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 B-3	平成29年度から 順次実施	○	○	○	○	○				○	○
		⑤	・広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 D-5	引き続き実施	○	○	○		○					
		⑥	・緊急避難場所の確保	D-1 D-2	平成28年度から 順次実施	○	○								
		⑦	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知	B-2 C-1	引き続き実施									◎	◎
		⑧	・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成。避難訓練の実施。（水防法改正で義務化された）	F-2	平成29年度から 順次実施	○	○	○	□	○					

○概ね5年で実施する取組①

【赤字：変更事項】

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関									
						高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	(下久保ダム管理所) 水資源機構	(前橋地方気象台) 気象庁	関東地方整備局
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組						◎：継続実施 ●：実施済 ○：実施中 □：実施予定									
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組															
		①	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A-1 C-1 D-1	平成29年度（県） 平成28年8月（国）						◎	○			◎
		②	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの策定・周知	A-1 C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 F-1	平成29年度から 順次実施	□	□	□	□	□					
		③	・「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供等、防災気象情報の改善	B-2 E-2	平成29年度									◎	
		④	・地域の自主的な避難につながる避難訓練等の防災訓練の実施	D-1 D-2	引き続き実施	◎	◎	◎	□	□					
		⑤	・集団避難の誘導者の指定・育成	D-1 D-2	平成28年度から 順次実施			◎		◎	◎				
		⑥	・水防災に関する説明会の開催	A-1 B-2 D-1 E-2	引き続き実施	◎	◎	◎	◎	◎		◎			◎
		⑦	・教員を対象とした講習会の実施	A-1 B-2 D-1 E-2	平成28年度から 順次実施									◎	□
		⑧	・小中学校等における水災害教育の実施	A-1 B-2 D-1 E-2	引き続き実施	□	◎	◎				◎		◎	◎
		⑨	・住民等による防災知識の普及活動の推進	A-1 B-2 D-1 E-2	引き続き実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	

○概ね5年で実施する取組①

【赤字：変更事項】

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関									
						高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	(下久保ダム管理所) 水資源機構	(前橋地方気象台) 気象庁	関東地方整備局
2) ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組 ◎：継続実施 ●：実施済 ○：実施中 □：実施予定															
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組															
		①	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	A-1 B-2 D-1 E-2 H-1	引き続き実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		②	・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	H-1 I-1	引き続き実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
		③	・水防団同士の連絡体制の確保	H-1 I-1	引き続き実施	◎	◎	◎		◎					
		④	・関係機関と連携した水防訓練の実施	I-1	引き続き実施	□	□		◎	◎	□	◎			◎
		⑤	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	I-1	引き続き実施				◎						

○概ね5年で実施する取組①

【赤字：変更事項】

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関									
						高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	（下久保ダム管理所） 水資源機構	（前橋地方気象台） 気象庁	関東地方整備局
2) ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組						◎：継続実施 ●：実施済 ○：実施中 □：実施予定									
		■排水活動及び施設運用の強化に関する取組													
		①	・洪水浸水想定区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画（案）を作成	K-1 K-2 K-3	平成29年度									◎	
		②	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練の実施	K-3	平成29年度から定期的に実施	□	□	□		□	□	□	□		□
		③	・ダムの容量を最大限活用する防災操作の検討	L-1	平成28年度から検討実施								○		

○概ね5年で実施する取組② 【赤字：変更事項】

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 （下久保ダム管理所）		気象庁 （前橋地方気象台）		関東地方整備局	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1) ハード対策の主な取組																								
■洪水を安全に流すための対策																								
	①		・優先的に実施する堤防整備（流下能力対策）	M-1																			・堤防が整備されていない区間の堤防整備	平成32年度
■危機管理型ハード対策																								
	①		・水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護	M-1																			・水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護	平成29年度
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																								
	①		・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための施設の整備	E-1 E-2 E-3 G-1										・水位局更新35基、県庁統制局、土木事務所端末更新（H28～30年）	平成30年度	・雨量計、水位計を設置済み統一河川情報システムにより基準水位観測所の雨量や水位情報をリアルタイムで確認	実施済み						・簡易水位計の設置	平成28年度 実施済み 今後にも必要に応じて設置を行う
	②		・避難行動に必要な映像提供を考慮したCCTVカメラの配置	E-2 G-1										・河川監視カメラ34基設置（H28～30年）	平成30年度	・基準水位観測地点20箇所に監視カメラを設置。 ・必要に応じてカメラを増設する。	引き続き実施	※H28年度末：基準水位観測地点20箇所設置済み						
	③		・観測機器、電源設備、通信経路、光ファイバー網等の二重化	E-2 G-1										・観測局～県庁統制局の通信経路二重化（H28～30年）	平成30年度									
	④		・堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	K-1																			・堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	平成32年度
	⑤		・水防資機材の配備	J-1 K-3	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み ・水難救助資材等の整備	引き続き実施 平成32年度	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施					・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施
	⑥		・排水ポンプ車等災害対策車両の配備	K-2 K-3	・排水ポンプ車等災害対策車両の配備を平成20年度から継続	引き続き実施											・水防車の更新を予定	平成29年度	・ポンプ搭載車両の配備・運用（水機構・関東管内事業所）	引き続き実施			・排水ポンプ車等災害対策車両の配備	引き続き実施

○概ね5年で実施する取組② 【赤字：変更事項】

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 （下久保ダム管理所）		気象庁 （前橋地方気象台）		関東地方整備局		
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組																									
■情報伝達、避難計画等に関する取組																									
		①	・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	E-1 E-2 E-3 G-1	・緊急速報メールによるプッシュ型の情報発信	引き続き実施	・緊急速報メールによるプッシュ型の情報発信	引き続き実施	・広報車による情報発信 ・登録制メール「メルたま」への登録をPR	引き続き実施	・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	平成32年度	・防災メールとSNSによる情報提供	引き続き実施	・Lアラートを導入予定であり、導入によりテレビ・ラジオなどのメディアを通じ、住民への迅速な情報提供が可能	平成29年度	・メール配信による水位情報などの提供 ・Lアラートを利用した水位情報の発信	平成28年度から順次実施 ※メール配信による水位情報などの提供のみ実施済み	・洪水調節効果のリアルタイム公表（HP上）	引き続き実施			・ライブ映像箇所の拡大 ・プッシュ型の情報発信	平成28年度から順次実施 ・プッシュ型の情報発信実施済み	
		②	・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオの配布	E-1 E-2 E-3 G-1	・ラジオ高崎は平成9年4月に開局、平成9年7月に「災害時における放送要請に関する覚書」を締結	引き続き実施			・平成28年4月1日付けで、FMたまむらと「災害時における放送に関する協定書」を締結 ・コミュニティFMを利用した「防災ラジオ」導入検討を予定（予算化：平成30年度予定）	引き続き実施	・防災ラジオの配布を行っている	引き続き実施													
		③	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	E-1 E-2 G-1										・群馬県水位雨量テレメータシステム改修に併せホームページリニューアル（H28～30年）	平成30年度	・埼玉県版川の防災情報サイトをH28. 6に公開開始	引き続き実施					・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	引き続き実施		
		④	・避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 B-3	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成29年度から順次実施	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成29年度から順次実施	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成29年度から順次実施	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成29年度から順次実施	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成29年度から順次実施							・市町のタイムラインの精度向上に対する支援及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成29年度から順次実施	・市町のタイムラインの精度向上に対する支援及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成29年度から順次実施	
		⑤	・広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 D-5	・浸水想定区域が拡大したことを受け、緊急避難場所等も考慮した避難計画を作成する ・藤岡市と避難場所の相互利用について調整	平成32年度 引き続き実施	・高崎市と避難場所の相互利用について調整	引き続き実施	・H29年度以降、近隣市と広域避難に関する協議を検討したい	平成29年度			・地域防災計画の改訂に合わせて実施	平成32年度											
		⑥	・緊急避難場所の確保	D-1 D-2	・民間等の高層建物を一時避難場所として確保する取組を実施 ・協定により避難場所を確保。 新町地域 18箇所。	継続実施	・民間等の高層建物を一時避難場所として確保する取組を実施	平成30年度																	
		⑦	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知	B-2 C-1																		・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知	引き続き実施	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知	引き続き実施

○概ね5年で実施する取組②

【赤字：変更事項】

項目	事項	番号	内容	課題 の 対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		⑧	・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成。避難訓練の実施。	F-2 ・内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき「高崎市避難行動要支援者の避難行動支援に関する計画」を平成26年度に策定 ・避難訓練については、改正水防法施行後、順次実施予定。	平成29年度から順次実施	・要配慮者の避難計画の検討 ・対象の要配慮者利用施設へ避難訓練の実施を推進	平成30年度から順次実施	・H29年度以降、要配慮者の避難に係る個別計画作成推進 ・避難訓練の実施を推進	平成29年度から順次実施	・要配慮者（保護者）の避難計画の作成・避難訓練の実施の各施設への推進	平成32年度	・地域防災計画の改訂に合わせて避難計画の作成・避難訓練の実施	平成30年度											

○概ね5年で実施する取組② 【赤字：変更事項】

項目	事項	番号	内容	課題 の 対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組																								
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																								
	②	①	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A-1 C-1 D-1										・H29年6月13日に公表（烏川、碓氷川、榛名白川、井野川、高田川、鎭川、鮎川）	平成29年度	・想定最大規模の浸水想定区域	平成29年度					・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成28年8月 実施済み	
		②	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの策定・周知	A-1 C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 F-1	・平成29年度以降実施予定	平成29年度から順次実施	・ハザードマップ(統合型防災マップ)の改正・周知	平成30年度	・H29以降、利根川（県管理）関係の浸水想定区域図の完成を待って、町ハザードマップの見直しを実施	平成29年度以降	・見直し予定	平成30年度	・まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充に合わせて実施	平成30年度										
		③	・「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供等、防災気象情報の改善	B-2 E-2																・警報等における危険度を色分けした時系列表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化（H28年5月24日土砂災害警戒情報判定メッシュ情報の改善実施）	平成29年度			
		④	・地域の自主的な避難につながる避難訓練等の防災訓練の実施	D-1 D-2	・安全な避難につながる訓練を実施すると共に水難救助等の水防訓練を実施	引き続き実施	・各自主防災組織による避難訓練等の実施	引き続き実施	・町内各地区の自主防災組織訓練並びに毎年実施の地域防災訓練等で継続的に実施	引き続き実施														
		⑤	・集団避難の誘導者の指定・育成	D-1 D-2					・町内各地区での自主防災組織率100%を目指し、自主防災組織内で、避難誘導に係わる役割分担等を決めて頂く (20/25→22/25地区：残り3地区)	引き続き実施			・自主防災組織の防災リーダーと合わせて指定・育成	平成32年度	・ぐんま地域防災アドバイザー防災士養成講座 ・H28年度講座を2回実施し115名が試験合格 H29年度講座を2回開催予定	平成28年度～平成31年度								
		⑥	・水防災に関する説明会の開催	A-1 B-2 D-1 E-2	・出前講座において水防災に関する事項も説明	引き続き実施	・自主防災組織等への出前講座の実施	引き続き実施	・各地区の自主防災組織等への「出前講座」実施	引き続き実施	・水防災に関する説明会の開催	引き続き実施	・防災講習会による説明	引き続き実施			・出前講座の実施	引き続き実施					・出前講座の実施	引き続き実施

○概ね5年で実施する取組②【赤字：変更事項】

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方气象台)		関東地方整備局	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		⑦	・教員を対象とした講習会の実施	A-1 B-2 D-1 E-2																	・教員を対象とした講習会の実施 ・平成28年9月28日に実施。 (利根・沼田地区の小中学校安全主任を対象) ・平成29年5月29日に実施。 (県立高校等の安全教育担当教員を対象)	平成28年度から順次実施	・教員を対象とした講習会の実施	平成29年度から順次実施
		⑧	・小中学校等における水災害教育の実施	A-1 B-2 D-1 E-2			・防災教育として教育委員会で実施	引き続き実施	・教育委員会に依頼	引き続き実施							・出前講座の実施	引き続き実施			・小中学校等における水災害教育の実施 ・H28モデル校選定 ・H29から実施 (新町第二小学校)	平成28年度から順次実施	・小中学校等における水災害教育の実施 ・H28モデル校選定 ・H29から実施 (新町第二小学校)	平成28年度から順次実施
		⑨	・住民等による防災知識の普及活動の推進	A-1 B-2 D-1 E-2	・自主防災組織独自の避難訓練等への支援	引き続き実施	・住民や自主防災組織に対し出前講座、防災講演会の実施	引き続き実施	・自主防災組織独自の避難訓練等への支援	引き続き実施	・住民等による防災知識の普及活動の支援	引き続き実施	・自主防災組織の防災リーダーと合わせて指定・育成	平成32年度	・自主防災組織を対象に地域災害対応力養成支援（DIG・HUG訓練）を実施。自主防災組織のリーダーとして活躍できる人材の育成・発掘を目的に県民防災塾を実施	引き続き実施	・水防計画や浸水想定区域図をHP上で公開出前講座の実施	引き続き実施			・防災気象講演会を開催、出前講座を随時行っている	引き続き実施		

〇概ね5年で実施する取組②

【赤字：変更事項】

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 （下久保ダム管理所）		気象庁 （前橋地方気象台）		関東地方整備局	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2) ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																								
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																								
		①	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	A-1 B-2 D-1 E-2 H-1	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・自治体、地域住民等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・重要水防箇所の合同点検を毎年実施している	引き続き実施	・重要水防箇所の合同点検を毎年実施している	引き続き実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施
		②	・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	H-1 I-1	・年度当初に、連絡体制のためメール等の配信訓練実施	引き続き実施	・毎年最低1回メール等により実施	引き続き実施	・年度当初に、連絡体制のためメール等の配信訓練実施	引き続き実施	・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	引き続き実施	・消防団訓練と合わせて実施	引き続き実施	・群馬県水防計画作成に併せ連絡先の見直し（毎年年度当初）洪水伝達演習による伝達訓練（毎年出水期前）	引き続き実施	・毎年、洪水対応演習を実施	引き続き実施						
		③	・水防団同士の連絡体制の確保	H-1 I-1	・各団内で連絡体制を確保	引き続き実施	・衛星携帯電話により対応	引き続き実施	・町防災行政無線を主に使用	引き続き実施			・消防団訓練と合わせて実施	引き続き実施										
		④	・関係機関と連携した水防訓練の実施	I-1	・市防災訓練に併せて実施	平成29年度より隔年で継続実施	・市防災訓練に併せ実施	平成31年度	・関係機関と連携して水防工法の普及や水防訓練の実施	引き続き実施	・坂東上流水害予防組合及び神流川沿岸水害予防組合主催の水防訓練を年一回実施	引き続き実施	・利根川水系連合総合演習（H32予定、水防活動～救助まで） ・水防技術講習会（H31予定1回/5年：開催県水防団、水防技術等）	平成32年度 平成31年度	・利根川水系連合・総合水防演習や水防技術講習会を実施している水防管理団体主催の水防演習に参加	引き続き実施					・利根川水系連合・総合水防演習への参加	引き続き実施		
		⑤	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	I-1					・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き実施														
2) ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組																								
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組																								
		①	・洪水浸水想定区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画（案）を作成	K-1 K-2 K-3																	・大規模水害を想定した緊急排水計画（案）を作成	平成29年度		
		②	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練の実施	K-3	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的に実施			・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的に実施			・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的に実施		
		③	・ダムの容量を最大限活用する防災操作の検討	L-1														・ダムの容量を最大限活用する防災操作の検討 平成28年度は、判断フローを作成した。平成29年度は容量を活用する計算方法等を作成する。	平成28年度から平成29年度にかけて検討実施					